

総務経済委員会
令和6年9月13日（金）
午前9時29分開議

議員定数 9名

出席議員 8名

南出 昌彦	田中 和仁
森下 伸吾	阪本 久代
岡 弘悟	田中 博晃
小林 弘	石橋 英和

他に 副議長 岡本 安弘

欠席委員 1名

中本 正人

会議に付した事件

1. 所管事務調査（農業振興について）
2. 協議（国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書（案）について）
3. 報告等（令和7年度以降の橋本市民会館の運営について）
4. 報告等（あやの台北用地開発事業について）
5. 報告等（ふるさと橋本応援寄附金（ふるさと納税）返礼品における不適正な取り扱いについて）
6. 報告等（2号導水ポンプ故障による緊急修繕について）
7. 陳情等（母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情）

説明員

危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総務部長	中岡 勝則
総務課長	和田 芳明	経済推進部長	三浦 康広
産業振興課長	家田 郁久	企業誘致室長	阪本 敏一
建設部長	西前 克彦	上下水道部長	堤 健
水道施設課長	森下 弘茂	健康福祉部長	久保 雅裕
会計管理者	兼井 和彦	監査事務局長	岩坪 恭子
選管事務局長	辻本 昌亮		

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長	笹山 奨	議事調査係長	中井 ユリ
-------	------	--------	-------

(午前9時29分 開議)

○委員長(南出昌彦君) ただ今の出席委員は8人で定足数に達しております。

これより総務経済委員会を開会いたします。

本日の協議事項は、本委員会で調査中の所管事務調査 農業振興についてのほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより協議に入ります。

1 所管事務調査(農業振興について)

○委員長(南出昌彦君) 本調査について、本年5月20日に本委員会で提言書の素案を確認し、委員の皆さまのご意見を加味して、一部修正をしましたので、再度、提言書の内容についてご確認いただきたいと思います。

ちょっと暫時休憩いたします。

(午前9時30分休憩)

(午前9時31分再開)

○委員長(南出昌彦君) 再開いたします。

何かご意見等ございませんか。

何か、皆さんから、当初、視察が7月でしたので、視察をしてからまとめようかというご意見もあったかと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(南出昌彦君) それでは、委員長より申し上げます。

提言書の内容は、お手元に配付の文面とし、本委員会から議長へ提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(南出昌彦君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

2 協議(国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書(案)について)

○委員長(南出昌彦君) 次に、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書(案)について ですが、本件について、議長より説明をお願いします。

議長。

○議長(森下伸吾君) ご覧の意見書の提出を求めるものです。県議会のほうからも同じような意見書が出ております。特にこの、何言いたいかというと、記の2番目のところにありますが、国土強靱化実施中期計画において「半島防災」という言葉を入れてもらいたいということです。やはり1月の能登半島地震のこともありまして、やはり半島の防災、特にこの、和歌山県にとっては、やはり南海トラフの影響もありますので、この「半島防災」という新たな言葉を入れてもらいたいという趣旨の意見書になります。

ご賛同よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○委員長(南出昌彦君) それでは、何か質問等ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) すみません。おはようございます。

防災もすごく大事なんですけど、今、1月1日にあった能登半島地震で、この復旧、復興に対してなかなか進まないというか、もう潰れた家もそのままっていうところが、すごく多いっていうのがね、報道もされますし、防災だけでなく復旧に対しても、もっとこう国からも予算が入るような形っていうか、そういうのは何か、これは含まれているんでしょうか。

○委員長(南出昌彦君) 暫時休憩いたします。

(午前9時34分休憩)

(午前9時35分再開)

○委員長(南出昌彦君) 再開します。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長（南出昌彦君） それでは、説明が終わりました。

質問もないということですんで、それでは、取り扱い等ご協議お願いいたします。

暫時休憩します。

（午前 9 時 35 分休憩）

（午前 9 時 35 分再開）

○委員長（南出昌彦君） 再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案は、意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第 14 条第 2 項の規定により本委員会から提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、そのように決しました。